

## [事案 2023-65] 入院給付金等支払請求

・令和5年10月31日 裁定終了

### <事案の概要>

約款所定の入院に該当しないことを理由に、入院給付金等が支払われなかったことを不服として、給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

両側変形性股関節症により約3か月間入院したため、平成18年1月に契約した医療保険にもとづき入院給付金等を請求したところ、約款所定の入院に該当しないとして給付金等が支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金等を支払ってほしい。

- (1) 過去3回、同じ病院・同じ治療法で保険会社から給付金が支払われていた。
- (2) 他社の保険契約では、本入院につき給付金が支払われている。
- (3) 治療法や病院の選択権は患者の自由であり、自分は手術療法ではなく保存療法を希望している。また、両側変形性股関節症の保存療法は医師の判断によるものであり、医師の判断により、保険適用の正当な入院をしている。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の症状や身体状況は入院が必要となるものではなく、本入院中の治療は外来通院によっても可能であり、本入院は、約款所定の入院には該当しない。
- (2) 約款所定の入院該当性の判断は、過去の支払歴や他社の支払い等によって影響されるものではない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、独自に外部の専門医の意見を求め医学的判断の参考にした。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、入院給付金等の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。